

特定非営利活動法人「転倒予防を考える会」定款

総則

第1条（名称）

本法人は特定非営利活動法人転倒予防を考える会と称する。

第2条（事務所）

本法人は、事務所を香川県綾歌町岡田西2001番地19に置く。

第3条（目的）

本法人は、寝たきりの主たる原因である転倒に関し、医療、食事、運動、住宅、生活環境、介護等幅広い分野にて調査・研究を行い、高齢者を含め地域のすべての人々に転倒及び介護予防の重要性の普及活動を行い、高齢化がますます進展する中での財政の圧迫を防ぐと共に、人々が生涯にわたって心身共に健やかに楽しく暮らせる社会の構築を図ることを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、本法人の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、法という）第2条の別表に掲げる項目のうち次の活動を積極的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

本法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関する事業
 - ① 介護予防に関する人材育成事業
 - ② 介護予防に関する公開セミナー・勉強会の実施
 - ③ ホームページ・情報誌等を利用した介護予防に関する啓蒙普及活動
 - ④ 介護予防に関する調査・及び研究活動
 - ⑤ 介護保険法で定める居宅介護支援事業
 - ⑥ 介護予防に関する環境・住宅改修事業
 - ⑦ 介護保険法で定める福祉用具の貸与事業
 - ⑧ 福祉用具の販売事業
 - ⑨ 介護保険法で定める訪問及び通所リハビリテーション事業
 - ⑩ 介護保険法で定める痴呆対応型共同生活介護事業
 - ⑪ 介護保険法で定める特定施設入所者生活介護事業
 - ⑫ 官公庁等が開催する介護予防教育等に関する受託事業
 - ⑬ 介護予防全般に関する書籍の出版・販売事業
 - ⑭ 介護予防関連商品及び事業の販売・斡旋事業
 - ⑮ 心身健康で楽しい人生をサポートする情報・及び商品等の販売斡旋事業
 - ⑯ 連携・共同化に関する研究及びサポート事業
 - ⑰ その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① ホームページ・電子メール等の情報技術を利用した広告サービス事業
 - ② 法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条（会員の種類及び資格）

本法人には、次に挙げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

第7条（入 会）

本法人に正会員として入会を希望するものは所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

本法人の正会員になろうとする者は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 入会金及び会費の額は、別に規則において定める。
3. 本法人のその他の会員になろうとするものは、別に定める年会費を納入するものとする。

第9条（会員資格の喪失）

正会員は死亡又は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本法人が解散したとき。

第10条（退 会）

本法人の正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除 名）

本法人の正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。ただしこの場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の目的、趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の運営に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (4) 会費を1年以上滞納したとき。

第12条（抛出金品の不返還）

前2条の規定により、退会又は除名されたものは、本法人の資産についていかなる請求権も有せず、本法人は、すでに納入された会費その他の抛出金品はいつさい返還しない。

第3章 役 員

第13条（役員の種類及び定数）

本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

第14条（選任等）

本法人の理事及び監事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2. 理事長、副理事長、は理事会において理事の互選により定める。
3. 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。
4. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。
5. 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第15条（職務）

本法人の理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の決議に基づき、本法人の業務を執行する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本法人の常務を処理する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分に1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（任期等）

本法人の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、前条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第18条（解任）

本法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（報酬等）

本法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

第20条（会議の種別）

本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条（会議の構成）

本法人の総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第22条（会議の権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) 会員の種類、その要件や入会金、会費の額
- (4) 理事及び監事の選任、解任、報酬、職務
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する必要な事項
- (8) その他、本法人の運営に関する必要な事項

2. 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項としたことを議決する。

第23条（会議の開催）

通常総会は、毎年1回理事会の議決を経て開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第15条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3. 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をした場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

第24条（招集）

総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を開会日の10日前までに発して行わなければならない。

3. 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電子メール等をもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4. 前条第2項第1号もしくは第2号又は第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

第25条（会議の運営方法）

総会及び理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規則による。

第26条（定足数）

総会は、正会員の8分の1以上が出席した場合に開催する。

2. 理事会は、理事の過半数以上が出席した場合に開会することとする。

第27条（議決）

総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

2. 総会及び理事会において、第24条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

第28条（書面表決等）

総会に出席しない正会員、やむを得ない事由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3. 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第26条及び前条第1項の規定に適用したものと出席とみなす。

第29条（書面等による議決）

理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面又はファックス、電子メール等により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第30条（議事録）

議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第31条（資産の構成）

本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第32条（資産の管理）

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第33条（経費の支弁）

本法人の経費は、資産をもって支弁する。

第34条（事業計画および収支予算）

本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2. 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

第35条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに予算成立した予算の収入支出とみなす。

第36条（予備費の設定及び使用）

予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を、使用するときは理事会の議決を経なければならない。

第37条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

第38条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第39条（事業報告および決算）

本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決および監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2. 前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後の3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

第40条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

第41条（定款の変更）

この定款は、社員総数の8分の1以上が出席して、その過半数の多数の議決を経、かつ、法第24条第3項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第42条（解散）

本法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を得なければならない。

3. 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

4. この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

第43条（合併）

本法人は、正会員総数の5分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することはできない。

第44条（残余財産の帰属先）

本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の総数の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

第45条（委員会及び分科会）

本法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び分科会等の運営組織を置くことができる。

2. 委員会及び分科会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

第46条（事務局）

本法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第47条（公告の方法）

本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示すると共に、官報又は新聞等に掲載して行う。

第48条（実施規則）

この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。
2. 本法人の設立当初の正会員の入会金及び会費の額は、第8条2項の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員

個人	入会金	3,000円
	年会費	5,000円
団体	入会金	10,000円
	年会費	50,000円

その他の会員

個人（いきいき会員）

個人	年会費	2,500円
団体	年会費	30,000円

3. 本法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第17条に規定にかかわらず、設立日から平成16年3月31日までとする。

理事長	平野 祐一
副理事長	増田 孝夫
常務理事	寺岡 啓明
理事	熊谷 勝子
理事	吉久 澄雄
監事	山田 耕三

4. 本法人の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
5. 本法人の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。